

医療的ケア実施承諾書兼同意書

教育・保育施設の利用にあたり、当該施設において医療的ケアを実施することを承諾し、また、教育・保育施設における医療的ケアの実施に当たり、次のとおり同意します。

医療的ケアを実施する教育・保育施設名			
児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生(満 歳 か月)
児 童 住 所	盛岡市		

- 1 提出された「医療的ケア実施に関する指示書」に基づき、医師の指示の範囲内で教育・保育施設における医療的ケアが実施されること。
- 2 教育・保育施設における医療的ケアに必要な器具及び消耗品は、保護者が用意すること。また、実施に必要な器具、消耗品の点検及び補充は保護者が行い、使用後の物品については、家庭に持ち帰り処分すること。
- 3 医療的ケアの実施に当たり必要な文書等の発行に係る費用等の経費は、保護者の負担となること。
- 4 児童が教育・保育施設における環境に慣れるため、教育・保育施設の登園開始から必要とされる期間の間は、短縮した時間での教育または保育の提供となることとともに、医療的ケアを安全に実施するため、児童が環境に慣れるまでは保護者の付き添いを求める場合があること。また、児童が環境に慣れるまでの期間及び教育または保育時間は、教育・保育施設と相談の上で決定され、児童の様子によって変更される場合があること。
- 5 教育または保育を提供する日及び時間は、教育・保育施設において医療的ケアを実施する看護師等が勤務できる日及び時間を鑑みて、教育・保育施設と相談の上で決定されること。また、教育・保育施設において医療的ケアを実施する体制がとれない日及び時間帯について、教育または保育の利用ができない場合があること。
- 6 登園の際に、児童の体調を教育・保育施設に報告すること。また、児童の当日の健康状態により、教育・保育施設での医療的ケアの実施または教育、保育の提供が難しい場合があること。
- 7 緊急の場合に教育・保育施設が必ず連絡をとれるように、教育・保育施設と保護者との間で連絡体制を整えておくこと。
- 8 教育・保育施設において児童の体調等に変調が見られた場合は保護者に連絡を行い、連絡を受けた保護者は速やかに教育・保育施設の利用を中断の上、医療機関の受診等の対応を行うこと。
なお、緊急時には、保護者に連絡するより先に医療機関への搬送を行い、受診及び治療が行われる場合があること。
- 9 医療的ケアの内容に変更があった場合、保護者は改めて「医療的ケア実施に関する指示書」を教育・保育施設に提出すること。また、変更後に指示された医療的ケアの内容について、当該教育・保育施設での実施が困難な場合は、盛岡市における利用調整に諮る場合があること。
- 10 教育・保育施設から感染症の流行等のお知らせがあった場合は、必要に応じて、主治医に相談する等の対応をすること。
- 11 必要に応じて、教育・保育施設から医療機関、盛岡市及びその他関係機関に対し情報共有を行う場合があること。
- 12 1～11のほか、教育・保育施設との間で取り決めた事項を遵守すること。

令和 年 月 日

保護者氏名